

(児童買春等処罰法一部改正法の一部改正)
 第五十八条 児童買春等処罰法一部改正法の一部を次のように改正する。
 附則第五条中、「第五十九号」を「第七十号」に、「第七条(児童ポルノ頒布等)」を「第七条第四項から第六項まで」に、「第七条第五項(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等)」、第六項(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等の目的による製造等)若しくは第七項(児童ポルノの不特定又は多数の者に対する提供等の目的による外国への輸入等)」を「第七条第五項から第七項まで」に改める。
 附則第六条を削る。

(調整規定)
 第五十九条 児童買春等処罰法一部改正法の施行の日が施行日前となる場合には、第三条のうち組織的犯罪処罰法別表の改正規定(同表第七十号に係る部分に限る)中「第七条第四項から第六項まで」とあるのは、「第七条第五項から第七項まで」とし、附則第二十七条及び前条の規定は、適用しない。

(労働者派遣法等一部改正法の一部改正)
 第六十条 労働者派遣法等一部改正法の一部を次のように改正する。
 附則第十四条第十二号中、「第四十八号」を「第五十七号」に改める。

(調整規定)
 第六十一条 労働者派遣法等一部改正法の施行の日が施行日前となる場合には、第三条のうち組織的犯罪処罰法別表の改正規定(同表第五十七号に係る部分に限る)中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とし、前条の規定は、適用しない。

(不正競争防止法一部改正法の一部改正)
 第六十二条 不正競争防止法一部改正法の一部を次のように改正する。
 附則第二条中、「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第六号」に改める。
 附則第四条及び第五条を削る。

(調整規定)
 第六十三条 不正競争防止法一部改正法の施行の日が施行日前となる場合には、第三条のうち組織的犯罪処罰法第二号第二項第三号の改正規定中、「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第六号」に、「当該罪」を「当該罪」とし、附則第三十六条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条中「平成五年旧実用新案法を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「平成五年旧実用新案法」という。))」に改める。	附則第十二条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「平成五年旧実用新案法」という。))」に改める。
--	---

2 前項の場合において、前条の規定は、適用しない。

第十五条 削除

内閣総理大臣	菅 直人
総務大臣	片山 善博
法務大臣	江田 五月
外務大臣	松本 剛明
財務大臣	野田 佳彦
文部科学大臣	高木 義明
厚生労働大臣	細川 律夫
農林水産大臣	鹿野 道彦
経済産業大臣	海江田万里
国土交通大臣	大島 章宏
環境大臣	松本 龍

母体保護法の一部を改正する法律をここに公布する。
 御名 御璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第七十五号

母体保護法の一部を改正する法律

母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。
 附則に次の一条を加える。

(指定医師を指定する医師会の特例)

第四十条 第十四条第一項に規定する公益社団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第二百八十三条に規定するもののほか、公益社団法人及び特例社団法人(同法第四十二条第一項に規定する特例社団法人をいう。以下この項において同じ。)以外の一般社団法人であつて、母体保護法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十五号)の施行の際特例社団法人であつたもの(次項において「特定法人」という。)を含むものとする。

2 厚生労働大臣は、都道府県の区域を単位として設立された特定法人たる医師会に対し、当該医師会が行う第十四条第一項の指定に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 細川 律夫
 内閣総理大臣 菅 直人

東日本大震災復興基本法をここに公布する。
 御名 御璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第七十六号

東日本大震災復興基本法

目次

第一章 総則(第一条―第五条)
 第二章 基本的施策(第六条―第十条)
 第三章 東日本大震災復興対策本部(第十一条―第二十三条)
 第四章 復興庁の設置に関する基本方針(第二十四条)

附則 第一章 総則

(目的)
 第一条 この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

(基本理念)
 第二条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に